

諮問番号：諮問第 63 号

答申番号：答申第 63 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

北九州市門司福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 において準用する法第 19 条の規定に基づく特別障害者手当認定却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当であるとはいえず、審査請求人の主張の一部には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、処分の全部を取り消すべきである。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。理由は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は身体障害者手帳 2 級第 1 種を有しており、精神障害者保健福祉手帳 1 級も保持している。審査請求人は、2 分も立っておられず、車椅子生活である。昨年 2 回転倒して、手術を受け人工関節になっている。狭窄症で腰の痛みもあり、買い物等にも不自由している状態である。ホームヘルパーの介護は、週に 2 回、1 回につき 1 時間程度しか受けられない。
- (2) 年金を受給しているが月額 106,000 円しかなく、とても食べていけない。手当を受給できれば食費に充てることができる。本当はコンビニなどで食費程度は稼ぎたいが、働くこともできない。
- (3) 日常生活能力の程度が、すべて「できない」程度でなければ手当が受給できないと処分庁の担当者は言うが、そのような寝たきりの状態でなければもらえないはずはなく、審査請求人のような洗濯も調理もできない重い障害の人がもらえなければ何のための制度かわからない。
- (4) 処分庁の担当者からは、小倉では手当がもらえても、門司の審査は厳しいと言わ

れた。また、障害に対する侮辱を感じた。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の手当認定請求を却下したことが、法令及び法定受託事務の処理基準である認定基準（障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）をいう。以下同じ。）に基づいて適正に行われているかということにあるので、以下判断する。

### （1）認定基準へのあてはめについて

○ 施行令第1条第2項第1号該当性（施行令別表第2各号の該当性）について、検討する。本件診断書の記載によると、審査請求人は、認定基準の第三の1（8）ア（ウ）の症状を有していると判断されるが、「日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したもの」は計5点であり、審査請求人の精神の障害の状態は、同イの程度とは認められず、審査請求人の障害の状態は施行令別表第2第7号には該当しない。

施行令別表第2には第4号及び第5号にそれぞれ下肢の機能及び体幹の機能に係る障害が規定されているが、その内容はおおむね身体障害者手帳2級相当以上の障害の程度であり、審査請求人の下肢、体幹それぞれの障害等級は3級であるので、施行令別表第2の第4号及び第5号には該当しない。

手当認定申請書及び本件診断書では、審査請求人は内部障害や下肢及び体幹以外の施行令別表第2第1号から第5号までに掲げる障害は認められないので、審査請求人は別表第2の第6号には該当しない。

○ 施行令第1条第2項第1号は、施行令別表第2の各号に掲げられた障害が重複して認められる場合であり、上記のとおり、審査請求人には施行令別表第2に該当する障害が一つも認められないことから、審査請求人の障害の程度は施行令第1条第2項第1号には該当しない。

○ 施行令第1条第2項第2号該当性について検討する。施行令第1条第2項第2号は、

施行令別表第2に掲げる障害と他の障害が重複して認められる場合の規定であり、上記のとおり、審査請求人には施行令別表第2に掲げる障害が認められないので、審査請求人の障害の程度は施行令第1条第2項第2号には該当しない。

- 施行令第1条第2項第3号該当性（施行令別表第1各号の該当性）について検討する。施行令別表第1第9号の精神の障害の該当性について、障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものとは、気分障害に関し、認定基準の第三の1（8）と同じであり、審査請求人は該当する障害を有していると認められる。しかしながら、日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものは、審査請求人は5点であり、基準を充たしておらず、審査請求人の障害の状態は施行令別表第1の第9号には該当しない。

施行令別表第1では、第5号から第7号において、下肢及び体幹の機能に係る障害の程度が定められているが、施行令別表第1に定められた障害の程度は、全体として施行令別表第2に定めるそれよりも重度な内容であり、審査請求人の障害の状態は、施行令別表第2に定める程度とは認められないので、施行令別表第1にも該当しない。

審査請求人は、上記のとおり手当認定申請書及び本件診断書では、内部障害や下肢及び体幹以外の施行令別表第1第1号から第7号までに掲げる障害は認められないので、審査請求人は、施行令別表第1の第8号には該当しない。

以上のことから、審査請求人の障害の程度は施行令第1条第2項第3号には該当しない。

## （2）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、年金受給額が少なく生活に困窮していること、及び北九州市における手当の認定において、市内の地域によって審査の厳しさに差があること、処分庁の担当職員に対する不満等を主張しているが、これらの主張は手当の認定要件に係るものではなく、本件処分に影響を与えるものではない。

## （3）以上のことから、処分庁が、審査請求人の手当の受給資格の認定を却下したことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第

68号) 第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

本件処分において、処分庁は、処分通知書における却下の理由として「要件非該当」と記載し、処分通知の別紙として「特別障害者手当認定請求却下の理由について」を交付している。当該別紙における却下理由の説明では、施行令第1条第2項第3号に係る認定基準の該当部分を記載し、当該基準に該当しない旨が説明されている。手当の支給対象となる「特別障害者」と認められるための要件は、施行令第1条第2項の第1号から第3号までにおいて定められており、各号それぞれに該当するかどうかの判断がなされる必要がある。この点、本件処分における却下理由の説明は、理由の一部しか説明されていないことになり、不十分であると考えられ、今後改善されるべきである。

本件においては、処分通知及びその別紙に、処分の根拠となる法令の記載はなく、認定基準の内容が記載されているのみである。本件処分は、法に基づく処分であり、処分の根拠となる法令等があり、その判断のため、手当の認定についての審査基準が定められている。処分庁の主張においては、施行令第1条各号のどの要件に該当しないために本件処分に至ったのかの説明が十分になされているとは言えない。処分時のみならず審査請求の審査手続時においても、より判断の根拠を明確にした説明がなされることが望まれる。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年5月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年9月18日及び11月20日の審査会において、調査審議した。また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

#### 第5 審査会の判断の理由

申請に対して拒否処分をするときは、行政手続法第8条第1項の規定に基づき、拒否理由が客観的に明白である場合を除き、理由を提示するのが原則である。

処分庁は、本件処分に際し、認定請求却下通知書の却下の理由欄に要件非該当と記載し、処分通知書の別紙として「特別障害者手当認定請求却下の理由について」を添付している。処分通知書の別紙には、認定基準が記載され、支給要件を満たさないため却下したとの記載があるが、認定基準の前提となる法の規定や法を基にした政令や条例など

の根拠規定は全く示されていない。このように認定基準だけを記載することは、判例の趣旨にもそぐわず、理由の提示としては不十分である（参照、最高裁第二小法廷判決昭和38年5月31日民集17巻4号617頁、最高裁第三小法廷判決昭和60年1月22日民集39巻1号1頁、最高裁第一小法廷平成4年12月10日判決集民166号773頁、最高裁第三小法廷判決平成23年6月7日民集65巻4号2081頁）。

また、処分庁は、認定基準では「障害程度の認定は、原則として、（中略）特別障害者手当認定診断書によって行うこと。」とされているにも関わらず、審査請求人の所持する身体障害者手帳が総合等級2級であることを理由に、審査請求人の障害の程度は、施行令第1条第2項第1号及び第2号に該当しないと速断し、その判断について審査請求人に説明をすることなく、審査請求人に対し、施行令第1条第2項第3号に基づく申請のみを案内している。このような処分庁の対応は不適切な対応であり、その手続には瑕疵があるというべきである。審査請求人の意図は、特別障害者手当の認定申請であり、施行令第1条第2項第3号の要件充足性に限った認定申請ではないと考えられ、審査請求人の意図と処分庁による却下の理由との間には乖離があるといわざるを得ない。

本件処分に存するこれらの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会 長 岡 本 博 志

委 員 倉 員 央 幸

委 員 樋 口 佳 恵